

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

桐 生 市

1. 促進計画の区域

本計画の区域は、別紙桐生市促進計画区域図のとおりとする。

2. 促進計画の目標

1. 旧新里地域

(1) 現 況

本地域は、赤城山の南麓に位置し、豊富な自然に恵まれた地域であり、農業用水等を利活用した稲作や、施設野菜、畜産など多種多様な農業生産活動が展開されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の実施と農業生産農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧黒保根地域

(1) 現 況

本地域は、赤城山の東麓の山間傾斜地域に位置し、豊富な水資源を農業用水等により効率的に利活用し、稲作を始めとして、施設野菜、畜産など多種の農業生産活動が展開されている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

また、中山間地域では農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下し農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動を推進することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	旧新里区域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業
	旧黒保根区域	法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業

4. 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

「設定しない。」

5. その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し有効的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 旧黒保根村（特定農山村地域、過疎地域、振興山村地域）
- (イ) 旧梅田村及び旧飛駒村2-2（振興山村地域）
- (ウ) 旧川内村2-1及び旧菱村（群馬県中山間地域等直接支払交付金特認基準による地域）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草牧草地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

- (エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

- (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

- (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

- (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑

(草地含む。) 10%以上)

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田
8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 群馬県知事が地域の実情に応じて指定する地域